

福祉サービス第三者評価結果報告書（2024年度）

2025年1月7日

一般社団法人 上鳥羽絆会
会長 前川 勝六 様

〒150-0002

所在地 東京都渋谷区渋谷 2-12-15 日本薬学会ビル 7F
評価機関名 一般財団法人 児童健全育成推進財団
(東京都福祉サービス評価第三者評価機関/機構 12-215)
電話番号 03-3486-5141
代表者氏名 理事長 鈴木 一光



以下のとおり評価を行いましたので報告します。

評価者氏名	評価者氏名		所属
	①	渡部 博昭	児童健全育成推進財団 第三者評価室主たる評価者 東京都評価者番号 H1201036
	②	中村かおり	児童健全育成推進財団 第三者評価室所属評価者
福祉サービス種別	児童館		
評価対象施設名称	京都市中唐戸児童館		
施設連絡先	所在地	〒601-8107 京都府京都市南区上鳥羽南唐戸町 2 8	
	電話番号	075-672-2900	
施設代表者氏名	館長 堀川 宗子		
契約日	2023年7月20日		
自己評価票回答期間	2024年4月15日～2024年5月27日	館長・事務局回答項目	
職員調査票回答期間	2024年4月25日～2024年5月10日	職員回答項目	
訪問調査日	2024年7月9日		

京都市中唐戸児童館 評価結果報告

＜ I 福祉サービスの基本方針と組織 ＞

I-1 理念・基本方針

【評価項目】 I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

	標準項目	評価
1	法人（児童館）に、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の理念に基づいた明確な理念、基本方針がある。	○
2	理念、基本方針が法人（児童館）内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。	○
3	理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。	○
4	理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、利用者や運営協議会、利用者の組織等への周知が図られている。	○

【評価項目】 I-1-(1) について

講評

運営理念・基本方針を様々な方法で表明し、常に基本に立ち返って運営を行うことを心がけています

- ① 法人の目標、運営理念、児童館が目指していること（基本方針）が児童館の入口に掲出されています。職員、利用者の誰もがいつでも確認できるようになっています。
- ② 利用希望者への配布用パンフレットや放課後児童クラブのしおり、乳幼児クラブのしおりなどに運営理念を表記しています。また、4月のじどうかんだよりも運営理念、基本方針、館長の経営方針を表記しています。こうした広報媒体を活用して、利用者や地域の方々、他の組織や施設に児童館の考えを表明しています。
- ③ 運営理念や目標、基本方針は職員室に掲示されているほか、いつでも確認ができるよう職員一人ずつが印刷されたものを持ち、何か事案があった際には常に基本に立ち返って判断することを心がけるように全職員に周知しています。また、新採用の職員研修では、該当職員に運営理念等を示し、日常の児童館活動の基礎となっていることを伝えています。

I-2 経営状況の把握

【評価項目】 I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

標準項目		評価
1	社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。	○
2	地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。	○
3	利用者数・利用者像等、児童館活動へのニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（児童館）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。	○
4	定期的に見守り活動のコスト分析や見守り活動利用者の推移、利用率等の分析を行っている。	○

I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

1	経営環境や実施する見守り活動の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。	○
2	経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。	○
3	経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。	○
4	経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。	○

【評価項目】 I-2-(1) について

講評	
<p>地域の団体から子どもの情報や課題を得たり、経営状況について法人総会で検討したりするなど、運営のための体制を整えています</p> <p>① 地区社会福祉協議会とは、前見守り館長が役員になるなど、見守り館との繋がりがあります。また、地域の小学校や行政との日常の連携も有しています。こうした組織間のネットワークや団体との会議の中で、地域の子どもの話題や福祉課題について話し合う機会を持ち、情報を得ています。</p> <p>② 見守り館は、前項①の他に、地域の子どもの地域で見守り育てるという趣旨のもと、様々な団体で組織されているあんしん・あんぜん上鳥羽推進委員会のメンバーとなっています。この会においても、会議などの機会や相互の連携を通じて地域や子どもについてのニーズや課題に関する情報を把握することができています。</p> <p>③ 法人の理事会、社員総会において、法人の運営状況や課題が報告・討議され、その内容は館長を通じて職員に伝達される仕組みになっています。</p>	

I-3 事業計画の策定

【評価項目】 I-3-(1) 中・長期（3～5年）的なビジョンと計画が明確にされている。

I-3-(1)-① 中・長期（3～5年）的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

標準項目		評価
1	中・長期（3～5年）計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	○
2	中・長期（3～5年）計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	-
3	中・長期（3～5年）計画は必要に応じて見直しを行っている。	○

4	中・長期(3～5年)計画は、児童館ガイドラインに示された、児童館の施設としての6つの基本特性並びに3つの特性を発揮させるような内容になっている。	○
5	中・長期(3～5年)計画は、子どもの福祉や地域の実情を十分に理解し、安定した財政基盤と運営体制を有し、継続的・安定的に運営することを目指す内容となっている。	—

I-3-(1)-② 中・長期(3～5年)計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

1	単年度の計画には、中・長期(3～5年)計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	○
2	単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。	○
3	単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。	—

【評価項目】I-3-(1) について

講評	
<p>指定管理者の応募を契機とした事業計画がありますが、中期的なビジョンや目標値等を示された中期計画の策定が期待されます</p> <p>① 5年に一度の指定管理者選定への応募を契機として、事業計画の見直し、検討、立案を実施しており、当該事業計画を中・長期計画として位置付けています。さらに、この事業計画をベースとして「運営理念」に基づいた児童館の目標の具体的な表記、その目標に向けた年度ごとのプロセスと取組み内容などを記した中期計画の策定も視座に入れたいところです。</p> <p>② 前項①の事業計画では、『地域とともに次世代を育む「地域になくてもならない児童館」』が掲げられ、児童館の特性を考慮した「多様な魅力あるプログラムの展開」や「子どもの貧困への対応」「障害のある児童の受入れ」「子育て家庭支援」などが計画されています。</p> <p>③ 前項①の事業計画では、1年間の具体的な事業計画例が月ごとに示されています。さらに中期計画のどこに各年度の事業が該当するかの表記や、数値目標、成果目標などが示されることで、中期計画の進捗や各年度の総括の際に役立つものと思われれます。</p>	

【評価項目】I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

	標準項目	評価
1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	○
2	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。	○
3	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。	○
4	事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。	○

I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。

	標準項目	評価
1	事業計画の主な内容が、利用者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。	○
2	事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、利用者等がより理解しやすいような工夫を行っている。	○
3	事業計画については、利用者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	○

【評価項目】I-3-(2) について

利用者、地域、職員の意見を反映して事業計画を策定し、その内容は様々な方法で発信されています

- ① 各年度の事業計画は、全職員が参加する職員会議で策定します。その際、前年度の行事アンケートやクラブ活動のアンケート、利用者アンケートを資料として活用し、職員の意見と共に振り返りを行います。職員が日常の活動を通じて利用者から聞いた声も反映させることで、利用者の意見を最大限に取り入れるよう努めています。
- ② 事業の内容は法人の理事会・社員総会で報告され、意見を聴取する機会を設けています。社員には地区社会福祉協議会や民生児童委員の方が入っており、児童館の行事や設備についてなど、地域の声を聴く機会の一つとなっています。
- ③ 事業計画は、毎月のじどうかんだよりにその月のクラブ活動や行事のお知らせを掲載して知らせています。じどうかんだよりは小学校の全児童に配布、町内回覧、ホームページ掲載、保健所での配架など、多様な接続の機会を作って多くの方に情報発信ができるよう努めています。また、行事のポスターを学校に掲示していただいたり、放課後児童クラブや乳幼児クラブの説明会でも発信したりしています。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

【評価項目】I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

I-4-(1)-① 児童館活動の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

標準項目		評価
1	組織的に PDCA サイクルにもとづく児童館活動の質の向上に関する取組を実施している。	○
2	児童館活動の内容について組織的に評価(C:Check)を行う体制が整備されている。	○
3	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行い、その結果を公表している。	—
4	評価を行う際には、利用者等の意見を取り入れるよう努めている。	○
5	第三者評価を定期的に受審している。	○
6	評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	—

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

標準項目		評価
1	評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。	○
2	職員間で課題の共有化が図られている。	○
3	評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。	—
4	評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。	○

【評価項目】I-4-(1) について

講評

年度末に一年間の事業を振り返り、その結果を次年度の事業計画の立案に活かしています

- ① 年度ごとの事業の実施状況は、行事後アンケートや活動報告書を基に、年度末に全職員が参加して総括し、次年度の事業計画に活用しています。その際、職員が日頃の活動を通じて利用者から聞き取った意見も反映させるよう努めています。
- ② 指定管理者選定の時期を周期として第三者評価を受審しています。評価により指摘された課題は必要な改善に向けて職員全員で共有し取組みます。
- ③ 組織的な事業評価の仕組みはありませんが、前項①のとおり、年度ごとの振り返りと次年度事業立案への活用が行われています。また、日々のミーティング時には前日の利用者や活動の様子などの情報を共有し、運営に活かしています。その際、課題や改善点の対応を図るよう努めています。児童館の自己評価の仕組みや、その結果から検討された改善計画、取組みの経過などの書面や記録を保持することが課題となっています。

＜Ⅱ 組織の運営管理＞

Ⅱ-Ⅰ 管理者（館長等）の責任とリーダーシップ

【評価項目】Ⅱ-Ⅰ-(Ⅰ) 管理者の責任が明確にされている。

Ⅱ-Ⅰ-(Ⅰ)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

標準項目		評価
1	管理者は、自らの経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	○
2	管理者は、自らの役割と責任について、組織内の広報誌等に掲載し表明している。	○
3	管理者は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	○
4	平常時のみならず、有事（災害、事故等）における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	○

Ⅱ-Ⅰ-(Ⅰ)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

標準項目		評価
1	管理者は、遵守すべき法令及び児童館ガイドラインに示されている児童館の社会的責任、職場倫理等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	○
2	管理者は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。	○
3	管理者は、福祉分野に限らず幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。	○
4	管理者は、職員に対して遵守すべき法令や児童館の社会的責任、職場倫理等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。	○
5	管理者は、事業の目的及び運営の方針、利用する子どもの把握、保護者との連絡、事故防止、非常災害対策、子どもや保護者の人権への配慮、子どもの権利擁護、守秘義務、個人情報の管理等の重要事項に関する運営管理規程を定め、その内容を職員に周知、遵守するための取組を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-Ⅰ-(Ⅰ) について

講評
<p>館長は運営方針を示し、規程の整備・管理を行って職員に周知するなど、適正な運営に努めています</p> <p>① 4月発行のじどうかんだよりに、「館長運営方針」「運営理念」「基本方針」を掲載しています。また、児童館のパンフレットにも「運営理念」が記載されています。こうした広報により、児童館と館長の方針や活動内容を明示し、発信しています。</p> <p>② コンプライアンス規程を完備し、コンプライアンス委員会、コンプライアンス管理者を定めて組織図も策定しています。規程には役職員の責務や禁止行為などが明記されており、全役職員の遵守を確認しています。近年、新型コロナウイルス感染症の流行によりコンプライアンス研修が中止されていましたが、今年度は実施する予定です。</p> <p>③ 安全計画を整備して運用するとともに、「非常災害対策」「地震・火災・水害」「事故防止対策」等のマニュアルを完備し、日頃の備えと実際に発生した際にすぐに具体的な行動ができるよう職員に周知を図っています。</p>

【評価項目】Ⅱ-Ⅰ-(Ⅱ) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

Ⅱ-Ⅰ-(Ⅱ)-① 児童館活動の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

標準項目		評価
1	管理者は、実施する児童館活動の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	○
2	管理者は、児童館活動の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮	○

	している。	
3	管理者は、児童館活動の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○
4	管理者は、児童館活動の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。	○
5	管理者は、児童館活動の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。	○

Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

標準項目		評価
1	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。	○
2	管理者は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。	○
3	管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。	○
4	管理者は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。	○

【評価項目】Ⅱ-1-(2) について

講評
<p>活動の質の向上に向け、職員の研修参加の勧奨、情報共有、役割分担の工夫などに取り組んでいます</p> <p>① 利用者アンケートや職員の意見を評価の参考にし、年度末の職員会議で総括を行ったうえで改善策を盛り込みながら次年度の事業計画を立案します。日々の運営状況は毎日のミーティングで各職員の情報を共有し、活動の確認を行います。必要に応じて館長がアドバイスを提示します。しかし、こうした取り組みを組織的な記録として残すことが課題となっています。</p> <p>② 毎年度職員の役割分担表を作成しています。作成の際には、本人の得意なこと、意向、課題等を確認したうえで館長が作成します。各職員は運営方針、事業計画に則り、それぞれの役割を責任持って果たすよう努めています。</p> <p>③ 館長は、市内の施設長会や京都市児童館学童連盟、その他の会議、研修等に参加し、市内児童館関係の動きや児童福祉関連の情報を収集しています。また、職員には必要な研修会に積極的に参加するよう促し、全職員が児童館活動の質の向上に取り組む体制を整えています。</p>

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

【評価項目】Ⅱ-2-(1)福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

標準項目		評価
1	必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。	○
2	児童館活動の提供に関わる専門職(「児童の遊びを指導する者」(以下、「児童厚生員」という。))の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。	○
3	計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。	○
4	法人(児童館)は、様々な機会を活用して研修を実施し、職員の資質向上に努めている。	○
5	研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けている。	○
6	法人(児童館)として、効果的な福祉人材確保(採用活動等)を実施している。	○

Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

標準項目		評価
1	法人(児童館)の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。	○
2	人事基準(採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準)が明確に定められ、職員等に周知されている。	○
3	一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。	—
4	職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。	—
5	把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。	○
6	職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。	—

【評価項目】Ⅱ-2-(1)について

講評	
<p>館長は職員の研修受講や職場環境の向上に取り組み、適切な人員確保に努めています</p> <p>① 法人の就業規則には、採用に関する事項、サービスの原則、職務心得、遵守事項などが明確に示されており、法人が求める職員の基準が提示されています。</p> <p>② 職員の研修の受講管理は京都市児童館学童連盟が用意した科目履修票で行われています。館長は、児童館の業務体制を整え、職員が京都市児童館学童連盟や外部団体の研修を受講できるよう進めています。法人では救命救急講習を定期的実施して、利用者の安全の確保に努めています。</p> <p>③ 当館は「法人」館の運営のため、職員の異動がなく、勤務年数が長い状況です。そのため、職員間の風通しが良く、館長は日ごろから職員の話をお聴きすることができます。定期的な個人面談の仕組みはありませんが、館長は勤務状態や業務上の役割分担等についても必要な都度、職員のお話を聴くことができます。</p>	

【評価項目】Ⅱ-2-(2)職員の就業状況に配慮がなされている。

Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。

標準項目		評価
1	職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。	○
2	職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。	○

3	職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。	○
4	定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。	○
5	職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。	○
6	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した取組を行っている。	○
7	改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。	○
8	福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(2)について

講評

Ⅰ法人Ⅰ館の運営のため職員間の風通しがよく、信頼関係に基づいた労務管理が行われています。

- ① 毎年度作成する職員役割分担表において、館長は労務（勤務表、勤務報告、休暇管理、健康診断等）管理を担うこととなっています。
- ② 当館はⅠ法人Ⅰ館の運営を行っており、職員の異動がないため、勤務年数が長く、職員間の風通しが良い状況です。このため、館長は日常的に職員の話聴く機会が多く、体調面やメンタル面のサポートも、職員との信頼関係に基づいて行っています。しかし、館長は組織的かつ定期的な個人面談や労務管理の仕組みを設けることが課題だと感じています。

【評価項目】Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

標準項目		評価
1	職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。	—
2	個別面接を行う等組織の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。	—
3	職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。	—
4	職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。	—

Ⅱ-2-(3)-② 職員の研修に関する基本方針や計画が策定され、研修が実施されている。

標準項目		評価
1	組織が目指す児童館活動を実施するために、研修に関する基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	—
2	現在実施している児童館活動の内容や目標を踏まえて、研修に関する基本方針や計画の中に、組織が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。	○
3	研修が日常活動に生かされるように、職員全員が子どもの理解と課題を共有し対応を協議する機会を設けている。	○
4	策定された研修計画にもとづき、研修が実施されている。	○
5	定期的に計画の評価と見直しを行っている。	○
6	定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。	○

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの研修の機会が確保されている。

標準項目		評価
------	--	----

1	個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	○
2	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的な OJT が適切に行われている。	○
3	階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた研修を実施している。	○
4	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。	○
5	職員一人ひとりが、研修の場に参加できるよう配慮している。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(3)について

講評

職員の自己研鑽と研修の活用による児童館活動と職員の質の向上を図るための体制を整えています

- ① 研修計画等には明示されていませんが、館長は「自己研鑽に励み資質向上を図る職員」「子どもの人権を尊重し、権利擁護に配慮した対応ができる職員」「利用者や地域とのコミュニケーションを図り、信頼関係を築く職員」といった職員像を持っています。こうした考えは職員会議等で伝えられることはありますが、運営方針と並行して明示され、研修受講や日常の利用者支援に対する職員の姿勢として、結びつくことが期待されます。
- ② 研修を受講した職員は、「研修受講成果報告書」に受講した研修の内容と、研修での学びを業務にどのように活かすかを記入する仕組みとなっています。また、職員会議を利用して研修の報告を行い、得た知識を共有しています。館の運営や事業に取り入れられる内容はすぐに活用しています。
- ③ 京都市児童館学童連盟が策定している「履修科目表及び資格取得一覧」に基づき、職員の研修と資格の状況を把握し、受講が必要な職員が研修に参加できるよう、館内の運営体制を整えて勧奨しています。

【評価項目】Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の児童館活動に関わる専門職等の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

標準項目		評価
1	実習生等の児童館活動に関わる専門職の教育・育成についてのマニュアルが整備されている。	—
2	実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。	○

【評価項目】Ⅱ-2-(4)について

講評

実習生に向けた資料を整えるなど、実習生等の受入れのための体制が整えられています

- ① 「実習内容と取組」と題して、中唐戸児童館が考える児童館の機能と役割を整理し、それぞれの項目と実習内容を連動させた資料を作成しています。マニュアルは今後整備をしていく予定です。
- ② 前項①の資料に基づいて実習カリキュラムを作成し、学校と実習生に提示・説明しています。実習中は、実習生に実習簿の提出を求めて、館長や職員から助言や指導を行っています。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

【評価項目】 Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

標準項目		評価
1	ホームページ等の活用により、法人（児童館）の理念や基本方針、提供する活動の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。	○
2	事業内容について自己評価を行い、その結果を公開するよう努めている。	—
3	児童館における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。	○
4	第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。	—
5	法人（児童館）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（児童館）の存在意義や役割を明確にするように努めている。	○
6	地域へ向けて、理念や基本方針、児童館で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。	○

Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

標準項目		評価
1	法人（児童館）における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。	○
2	法人（児童館）における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。	○
3	法人（児童館）の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。	○
4	外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。	○

【評価項目】 Ⅱ-3-(1) について

講評

理念や運営方針の公表、事業報告・決算報告の開示を行うなど、透明性の高い運営に努めています

- ① 児童館の理念や運営方針、活動内容は、じどうかんだよりやパンフレットなどで明示し、広く配布することで多くの方に周知しています。また、事業報告書や決算報告書はホームページ上で公開しています。理念や運営方針もホームページの見やすい場所に掲載することで、児童館の考えをより伝えることができそうです。
- ② 指定管理者の選定期間を周期として第三者評価を受けています。評価で指摘された課題は職員全員で共有し、必要な改善に向けて取り組んでいます。また、相談や苦情が寄せられた場合は、相談・苦情申出書に記録し、職員全員で共有して対応します。こうした対応の公表については、今後の課題としています。
- ③ 児童館の経理事務や管理事務は、前述の職員役割分担表に基づいて館長が担当し、法人の会計規程や経理規程に則って業務を行っています。役割分担は全職員に周知されています。法人は税理士と契約しており、経理や経営について助言を受けることができます。また、年に一度監査を受け、理事会や総会での承認後に決算報告書をホームページで公開しています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

【評価項目】 Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。

標準項目		評価
1	地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。	○
2	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で利用者に提供している。	○
3	利用者の個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。	○
4	児童館や利用者への理解を得るために、地域の人々と利用者との交流の機会を定期的に設けている。	○
5	個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。	○
6	地域住民等が児童館を活用できるように働きかけることなどにより、児童館の周知を図るとともに、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築いている。	○

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

標準項目		評価
1	ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。	—
2	地域の学校教育等への協力（職場体験、触れ合い授業等）について基本姿勢を明文化している。	—
3	ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。	—
4	ボランティアに対して利用者との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。	○

【評価項目】 Ⅱ-4-(1) について

講評	
<p>地域との連携・協力を通じて、子どもや子育て家庭を支える取組を行っています</p> <p>① 運営理念、目標、基本方針には、「地域との多様なつながり」「共生の街づくり」「地域との協働」「地域社会への貢献」といった内容が明示されています。これにより、地域とともに子どもや子育て家庭を支える姿勢を明確に打ち出しています。</p> <p>② 外掲示板や入口に、地域の団体情報やイベント情報のポスター、チラシ、パンフレットなどを掲示や配架し、利用者に社会資源の紹介を行っています。当館は地域の要望に応じて設置され、地域住民による運営委員会が運営を担ってきた経緯があり、安心安全パレードや夏の夜市などの地域行事への参加を続けています。また、児童館まつりには地域の団体が協力し、相互に連携・協力するなどの関係が築かれています。</p> <p>③ 配慮を必要とする子どもへの支援のために、必要に応じて介助者（有償ボランティア）を配置することがあります。介助者は年に2回、京都市児童館学童連盟が開催する研修会に参加しています。その他、地域の方が関わるボランティアについての明文化された書類は確認できませんでした。</p>	

【評価項目】 Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

Ⅱ-4-(2)-① 児童館として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

標準項目		評価
1	当該地域の関係機関・団体について、個々の利用者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。	○
2	職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。	○

3	関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。	○
4	地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。	○

【評価項目】 II-4-(2) について

講評	
地域の関係団体等の社会資源をリスト化し、地域連携のもとで子育て環境の充実に努めています	
①	地区社会福祉協議会、はぐくみ室、小学校などの地域の団体に加え、保育園や学童保育所といった子育て関係施設をリスト化しています。このリストには、地域のさまざまな団体や施設の情報が網羅されており、効果的な連携の一助となっています。さらに、頻繁に連絡を取り合う主な団体については、連絡先の一覧表を作成し、事務室内に掲示して職員全員が共有することにより、必要なときに誰でも連絡が取れる体制を整えています。
②	定期的に地域の各種団体との会議が開催され、情報交換が行われています。その中で地域や子どもの課題を共有し、地域の子どもたちや子育て家庭が安心して過ごせる環境を提供することを目指しています。地区社会福祉協議会や民生委員と協働して「子育てサロン」を開催したり、保育園と協力して「公園であそび隊」を実施したりするなど、地域全体で子育て環境を充実させるための具体的な連携事業も行っています。

【評価項目】 II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

標準項目		評価
1	法人（児童館）が実施する事業や運営協議会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。	○

II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

標準項目		評価
1	把握した地域の福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。	○
2	多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。	○
3	法人（児童館）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。	○
4	地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。	○

【評価項目】 II-4-(3) について

講評	
様々な団体や組織と連携して子どもや子育て家庭と地域を繋ぎ、地域の活性化に貢献しています	
①	中唐戸児童館運営協力会を組織し、自治連合会や民生児童委員会、小中学校などの団体にメンバーになっていただき、児童館への意見や地域の情報を収集しています。児童館も様々な地域ネットワークや団体に参加し、会議で意見交換を行い、地域のニーズや課題の把握に努めています。
②	民生児童委員会や社会福祉協議会の働きかけで、クリスマスイベントを共催したり、高齢者向けのすこやか学級、ヨガなどの活動に協力したりしています。すこやか学級やヨガは、あえてじどうかんだよりに掲載して、子どもや子育て家庭・地域に児童館で実施していることを知らせています。また、自治会と共催でおもちつき会を開催するなど、子どもや子育て家庭と地域を繋ぎ、地域の活性化に貢献しています。

＜Ⅲ 適切な福祉サービスの実施＞

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

【評価項目】 Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した児童館活動について共通の理解をもつための取組を行っている。

標準項目		評価
1	理念や基本方針に、利用者を尊重した児童館活動の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
2	利用者を尊重した児童館活動の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。	○
3	利用者を尊重した児童館活動の提供に関する基本姿勢が、個々の活動の標準的な実施方法等に反映されている。	○
4	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。	○
5	利用者の尊重や基本的人権への配慮について、状況を把握する仕組みがあり、必要に応じて対応を図っている。	○

Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した児童館活動が行われている。

標準項目		評価
1	利用者のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。	○
2	規程・マニュアル等にもとづいて、子どもの利益に反しない限りにおいて、プライバシーに配慮した児童館活動が実施されている。	○
3	利用者にプライバシー保護に関する取組を周知している。	○

【評価項目】 Ⅲ-1-(1) について

<p>「利用者本位のサービス提供」を児童館運営の基本方針として掲げ、基本的人権に配慮した運営を心がけています</p> <p>① 児童館の基本方針に「利用者本位のサービスの提供」を掲げ、「人権を尊び、利用者やそのご家族との信頼関係を構築し、職員一人一人が利用者の思いを真摯に受け止め、日々のサービス向上に努めること」を謳っています。この基本方針や理念は、職員がいつでも目にする事ができるよう、事務室に掲示されています。日々の業務やミーティングの際にも常に意識するよう心がけています。</p> <p>② 「児童館業務マニュアル」には、児童館で行われる諸活動や管理業務の基本が示されています。このマニュアルの中で、対応の基本として「誠意をもって親切な対応を行うこと」が掲げられています。「誠意」とは、相手の立場を尊重し、真心をもって対応することだと説明されており、職員は常に意識して対応するよう心がけています。</p> <p>③ 「個人情報保護規定」を定め、この規定に則って厳重かつ慎重な運用を行っています。個人の氏名や住所などが記載された書類は鍵のかかる書庫に保管し、必要に応じて取り出して使用します。また、おたよりやポスターなどの広報物で写真が必要な場合や、利用票やクラブ活動の申し込みで住所や氏名などの情報をいただく際には、紙面による説明を行い、同意書をいただけた場合のみ、その情報を使用しています。</p>
--

【評価項目】Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して児童館を利用するために必要な情報を積極的に提供している。

標準項目		評価
1	理念や基本方針、実施する児童館活動の内容や児童館の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。	○
2	組織を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。	○
3	児童館の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。	○
4	児童館で行われている事業等への見学、体験利用等の希望に対応している。	○
5	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。	○

Ⅲ-1-(2)-② 児童館活動の開始・変更にあたり利用者にわかりやすく説明している。

標準項目		評価
1	児童館活動の開始・変更時の活動の内容に関する説明と同意にあたっては、利用者の自己決定を尊重している。	○
2	児童館活動の開始・変更時には、利用者がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。	○
3	説明にあたっては、利用者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。	○
4	児童館活動の開始・変更時には、利用者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。	○
5	配慮が必要な利用者への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。	○

【評価項目】Ⅲ-1-(2) について

講評	
<p>じどうかんだよりやパンフレットなどを活用し、情報を発信・説明することで、利用者の納得に繋がっています</p> <p>① じどうかんだよりとパンフレットは、ショッピングモールや保健所に配架されるほか、インターネットにも掲載しています。さらに、じどうかんだよりについては、学区内の小学校全家庭への配布、地域回覧、掲示板への掲示も行っています。このように、積極的に情報を発信し、多くの方に見てもらえる機会を増やすことを意識しています。</p> <p>② 児童館のパンフレットは、主に児童館をこれから利用しようと考えている方や児童館を知らない方に向けた内容となっています。写真を多用し、児童館の雰囲気が伝わるように工夫しています。パンフレットでは、児童館の運営理念を明示するとともに、主な活動である自由来館事業、放課後児童クラブ、乳幼児クラブを紹介しています。一方、子ども向けの活動紹介はじどうかんだよりが中心です。おたよりは、ルビを振ったり、イラストを入れたりして、読みやすく、興味を引く内容になるように努めています。</p> <p>③ 児童館を利用する際、初めて来館する方にはパンフレットやじどうかんだよりをお渡しし、職員が活動内容を説明します。クラブ活動や乳幼児クラブ、放課後児童クラブについては、しおりなどの別に用意した資料を用いて説明し、十分に理解していただいたうえで入会の手続きを行ってまいります。</p>	

【評価項目】Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

標準項目		評価
1	利用者満足に関する調査が定期的に行われている。	○
2	利用者満足を把握し、児童館活動の充実を図る目的で、運営協議会等を設置し、職員等が出席している。	—
3	利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、利用者参画のもとで検討会議の設置等が行われている。	—

4	分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。	○
---	-----------------------------	---

【評価項目】Ⅲ-1-(3) について

講評

利用者アンケートの実施・集計・公表を通じて、利用者満足と支援の質の向上に取り組んでいます

- ① 児童館では、毎年度子どもや保護者を対象とした利用者アンケートを実施し、改善に役立てています。本年度から、いただいた回答の集計結果と分析をホームページで公開しています。また、こどもアンケート BOX と専用の書き込み用紙を用意し、児童館でやりたいことや置いて欲しい本などの子どもの意見を収集し、児童館の運営に反映するよう努めています。
- ② 上記①などで得た意見は、改善や要望の実現に向けて職員会議などで話し合います。今後は、具体的なフィードバックの公開や検討の際に利用者の参画を考えることも課題となっています。

【評価項目】Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

標準項目		評価
1	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置や解決に向けた手順の整理)が整備されている。	○
2	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を利用者等に配布し説明している。	○
3	苦情記入カードの配布やアンケート(匿名)を実施するなど、利用者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。	○
4	苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管されている。	○
5	苦情内容に関する検討内容や対応策については、利用者等に必ずフィードバックしている。	○
6	苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た利用者等に配慮したうえで、公表している。	-
7	苦情相談内容にもとづき、児童館活動の質の向上に関わる取組が行われている	○

Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。

標準項目		評価
1	利用者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。	○
2	利用者等に、その文書の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。	○
3	相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。	○

Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

標準項目		評価
1	職員は、日々の児童館活動において、利用者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。	○
2	意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。	○
3	相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。	○
4	職員は、把握した相談や意見について、状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。	○
5	意見等にもとづき、児童館活動の改善に向けた取組を行っている。	○

6	対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。	○
---	-------------------------	---

【評価項目】Ⅲ-1-(4) について

講評

利用者が意見や要望を発信しやすい仕組みを整え、収集・対応することで、サービスの質の向上や改善に努めています

- ① 苦情・要望への対応として、事業ごとに苦情・要望の受付担当を選定し、解決責任者を館長とする仕組みを整備しています。その仕組みは書面にて掲示され、利用者に周知が図られています。また、専用の「相談・苦情申出書」を用意し、口頭では伝えにくい内容も相談しやすいよう配慮しています。申出があった場合は、館長がその内容を代表理事に報告するとともに、迅速かつ丁寧な対応に努めています。
- ② 職員は日頃から子どもや保護者に積極的に声掛けを行い、話しやすい関係の構築に努めています。そのため、ちょっとした要望や意見は職員に対して口頭で伝えられることが多いです。すぐに解決や対応が必要な内容については、職員間で迅速に話し合い、適切な対応を行います。込み入った相談については、電話や面談などの機会を設けて話を伺い、日々のミーティングや職員会議で適切な対応を検討します。
- ③ ご意見箱、こどもアンケート BOX、アンケートなどを通じて、利用者の意見収集に努めています。今年度からは、アンケートの集計結果と分析をホームページなどで掲示するようにしました。今後は、収集した意見に対する対応結果を、意見の発信者に差し支えない範囲で利用者にフィードバックすることで、要望等に対する館の対応状況を伝えて信頼感を高めたり、意見を述べやすい環境づくりに繋がったりするものと思われれます。

【評価項目】Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な児童館活動の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

標準項目		評価
1	リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。	○
2	事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。	○
3	利用者の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。	○
4	収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。	○
5	職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。	○
6	事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。	○
7	来館時、帰宅時の安全対策について、保護者への協力を呼びかけ、地域の関係機関・団体等と連携した不審者情報の共有や見守り活動など地域ぐるみの安全確保策を講じている。	○

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

標準項目		評価
1	感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	○
2	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。	○
3	担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。	○
4	感染症の予防策が適切に講じられている。	○
5	感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。	○
6	感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。	○

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。

標準項目		評価
1	災害時の対応体制が決められている。	○
2	立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するために必要な対策を講じている。	○
3	利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。	○
4	食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。	○
5	防災計画や事業継続計画（BCP）等を整備し、地元の行政をはじめ、学校、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。	○

【評価項目】Ⅲ-1-(5) について

講評
<p>安全計画や各種の安全に関するマニュアル・書式を整備し、定期的な点検などを確実に実施することで、安心・安全な館運営に努めています</p> <p>① 事故対策マニュアルのほか、緊急時対応や防災（地震、火災、水害）対応、アレルギー対応などのマニュアルを備えています。事件・事故や火災等の緊急時に備えて、緊急連絡先や対応フロー図を職員室の目立つ位置に掲示しています。緊急連絡先は、警察、消防、病院、自治体などの関係者ごとに色分けしてわかりやすく表示しており、館長を責任者とした緊急時の職員の役割分担も掲示しています。</p> <p>② 事故の防止を目的として、職員が危険と感じた事象が発生した場合には、ヒヤリハット報告書の記入を求めています。報告書は 5WIH に沿った定型シートを使用しており、報告者が改善提案や対策も記入します。その後、全職員に供覧し、必要な検討を行う仕組みになっています。また、病院や診療所などの医療機関での事故が発生した場合には、事故記録簿兼報告書に記入し、各所に必要な報告を行うとともに、改善策の検討も行います。</p> <p>③ 安全計画を策定し、安全に関する各種マニュアルを備えるほか、衛生管理点検表や安全確認表を用いて定期的な点検を実施しています。</p>

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

【評価項目】Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

Ⅲ-2-(1)-① 児童館活動について標準的な実施方法が文書化され活動が提供されている。

標準項目		評価
1	標準的な実施方法が適切に文書化されている。	○
2	標準的な実施方法には、利用者の尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。	○
3	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。	○
4	標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。	○

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

標準項目		評価
1	児童館活動の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	○
2	児童館活動の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的実施されている。	—
3	検証・見直しにあたり、職員や利用者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。	—

【評価項目】Ⅲ-2-(1) について

講評
<p>「運営規定」と「児童館業務マニュアル」に基づき、児童館の基本的な業務を確実に遂行する体制を整えています</p> <p>① 「運営規定」と「児童館業務マニュアル」が定められ、児童館運営に関する基本事項（開所日、開館時間、支援内容など）や、具体的な管理・運営方法、利用者への対応方法、職員としての取るべき姿勢が明示されています。これらの規定やマニュアルは職員に周知され、遵守されるように運用が図られています。</p> <p>② 日々の職員ミーティングでは、運営や利用者対応について相互に確認し合うことが基本となっています。必要に応じて、館長がアドバイスや指示を行っています。</p> <p>③ 国や市などの行政の動き、利用者の状況、地域の変化に応じて標準的な実施方法を随時見直していますが、定期的な見直しや確認を行うための組織的な取り決めは現在ありません。</p>

【評価項目】Ⅲ-2-(2) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

Ⅲ-2-(2)-① 児童館活動の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

標準項目		評価
1	日常の利用状況や活動の内容等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。	○
2	計画等にもとづく児童館活動が実施されていることを記録により確認することができる。	○
3	記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。	○
4	組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。	○
5	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。	○
6	パソコンのネットワークシステムを利用や記録ファイルの閲覧等を実施して、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。	○

Ⅲ-2-(2)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。

標準項目		評価
1	個人情報保護規程等により、利用者の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。	○
2	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。	○
3	記録管理の責任者が設置されている。	○
4	記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。	○
5	職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。	○
6	個人情報の取扱いについて、利用者に説明している。	○

【評価項目】Ⅲ-2-(2) について

講評

個人情報、規定に基づき館長が厳重に管理しています

- ① 日常の利用者の状況については、「児童館日誌」および「学童クラブ日誌」の定められた書式に基づいて記録しています。特記事項がある場合には、子どもに関する事項は個別に記録、事故に関する事項はヒヤリハット報告書や事故報告書に記載するなどの運用となっています。記録等の情報は職員間で回覧と押印により確実な共有を行う仕組みです。
- ② 個人情報の取り扱いについては、「個人情報保護規定」に基づき適切に管理し、利用しています。児童館のクラブ活動や放課後児童クラブへの登録時には、利用者の名前や写真の利用について、書面で同意または不同意を確認する仕組みがあります。利用者に対して個人情報保護規定やプライバシーポリシーの関連部分を明示し、周知することで、より安心な利用に繋がるものと思われれます。
- ③ 情報管理は「役割分担表」において、館長の任務として規定されています。個人情報が記載された書類やデータは、規定に基づき持ち出しを禁止しており、書類は鍵付きの書庫に保管され、館長が厳重に管理しています。

《児童館の活動内容に関する事項》

1、児童館の施設特性

【評価項目】 1-(1) 施設の基本特性が児童館の理念と目的に基づいて設定されている。

標準項目	評価
1 子どもが自らの意思でひとりでも利用することができる。	○
2 子どもが遊ぶことができる。	○
3 子どもが安心してくつろぐことができる。	○
4 子ども同士にとって出会いの場になることができる。	○
5 年齢等の異なる子どもと一緒に過ごし、活動を共にすることができる。	○
6 子どもが困ったときや悩んだときに、職員に相談できるようになっている。	○

【評価項目】 1-(1)について

講評
<p>子どもたちが来館しやすい雰囲気づくりにつとめ、子ども同士の自然な交流が促進されています</p> <p>① パンフレットやじどうかんだよりを通じて、0歳から18歳までの子どもが利用できることを発信し、門扉付近の看板設置や入りやすい施設の雰囲気づくりに努めることで、来館しやすい環境を整えています。また、自由に遊べる道具やスペースを用意し、職員が見守りながら遊びの継続や発展を支援しています。</p> <p>② 子どもたちは、異年齢間や友だち同士の交流を通じて自然な仲間づくりの構築ができており、様々な行事やクラブ活動を通して、さらに友達関係を深めています。また、職員が声をかけて遊びのきっかけを作ったり、信頼関係を築いたりして話しやすい雰囲気をつくる努力も行われています。</p> <p>③ かつての児童館の利用見者が職員となることで、児童館の子どもや地域のことをよく理解している大人たちが寄り添うことができおり、子どもたちがより親しみをもてる児童館づくりの一助となっています。今後はSNSなどを活用し、さらに多くの人々にその魅力を伝えていきたいと考えています。</p>

【評価項目】 1-(2) 児童館の特性である、拠点性、多機能性、地域性を発揮している。

標準項目	評価
1 地域における子どもの居場所になっている。	○
2 職員が日常的に子どもと関わり、子どものあらゆる課題に直接対応し、必要に応じて関係機関に橋渡ししている。	○
3 児童館が地域の人々に見守られた安心・安全な環境となっており、そこで子どもが自ら成長していくことができる。	○
4 子どもの発達に応じて地域全体へ活動を広げている。	○
5 住民や関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進めている。	○

【評価項目】 1-(2)について

講評
<p>地域の関係機関と連携し、地域性を活かした子どもたちの居場所を提供しています</p> <p>① 子どもたちは、行事への参加や友だちを探すために来館するだけでなく、困りごとを解決してもらうために来館するなど、子どもたちにとって地域の中で児童館が欠かすことのできない場所として認識されています。ま</p>

た、日常の活動や保護者からの相談で得た情報は、小学校など関係機関と共有し、必要に応じて支援を行っています。

- ② 小学校や地域の各種団体と密接なつながりを持ち、情報共有を通じて子どもたちの安全を地域全体で見守る体制が整っています。地域の住民が登下校の見守りを行ったり、「公園であそび隊」やおもちつき会、ハッピークリスマスといった乳幼児や地域の子育て家庭を対象としたイベントも開催し、地域ぐるみで子育てを支援しています。
- ③ 地域の団体や関係機関で構成されるあんしん・あんぜん上鳥羽推進委員会を通じ、地域の問題解決に取り組むとともに、地域との協力体制が強化されています。今後は、さらに連携を密にし、地域全体と協力しながら、子どもの育成や支援の強化を目指しています。

【評価項目】 1-(3) 子どもの権利を保障するための取組が徹底されている。

標準項目	評価
1 子どもの思想・信教の自由について、最大限に配慮し保障している。	○
2 子どもに影響のある事柄に関して、子どもが意見を述べ参加できるような機会を設けている。	○
3 子ども自身が子どもの権利を知る機会が設けられている。	○
4 子どもの権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	○
5 権利侵害の防止と早期発見のための具体的な取組を行っている。	○

【評価項目】 1-(3) について

講評
<p>子どもの権利擁護のさらなる促進に向けての取組みが期待されます</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 放課後児童クラブや高学年クラブでは、子どもたちが自分たちで活動内容を話し合い決定する機会を提供しています。また個人情報保護の規定が整備され、職員はその取り扱いを徹底し、職員会議を通じて常に意識の共有が図られています。 ② 職員は子どもたちの日常の活動を見守り、いじめや言葉の暴力などが発生しないよう支援しています。発生した場合は、迅速に対応するために職員間で情報を共有し、必要に応じて学校と連携して問題解決に取り組む体制が整っています。日常は、子どもの様子や気になることは職員会議や朝の打ち合わせで話し合われ、適切な対応に努めています。 ③ 職員は、子ども会議を通じて、子どもたちの意見を行事や活動に反映していくことの必要性や、子どもの思想や信教の自由を尊重することの重要性を理解しています。今後は子どもの権利擁護をさらに促進させるために、子どもたち自身がその権利を知る機会や、子どもの権利擁護についての規定・マニュアルを整備することが望まれます。

2、遊びによる子どもの育成

【評価項目】 2-(1) 子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、一人ひとりの心身の状態を把握して子どもの育成を行っている。

標準項目	評価
1 職員が、子どもの発達の一般的な特徴や発達過程について、研修等を通じて学んでいる。	○
2 子ども一人ひとりの発達特性を把握し、発達の個人差を踏まえて適切な支援を行っている。	○

3	遊び及び生活の場で、その時々の一人心身の状態に気を配りながら、子どもと信頼関係を築くよう努めている。	○
4	子どもへの対応について、個々の事例に関する検討が職員間で行われている。	○

【評価項目】 2-(1)について

講評	
子ども一人ひとりの個人差や状況に応じた丁寧な支援を心がけています	
①	職員は、子どもの発達一般的な特徴や発達過程について、児童館学童連盟や関係機関の研修に積極的に参加し、子どもの発達特性に応じた支援を行うための専門性の向上に努めています。また、保護者との面談や支援シート、発達検査の結果などをもとに、個別の発達特性を職員間で共有し、適切な支援を行っています。
②	職員は毎朝の打ち合わせや月一回の職員会議などを通じて、子どもたちの状態や前日の出来事を情報共有し、子どもたち一人ひとりに合わせた対応ができるよう努めています。また、子どもたちとの信頼関係を築くために、日々の言葉かけや対話を大切に、子どもの様子に気を配っています。
③	子どもたちが児童館に来る様子から子どもの体調や変化を把握し、職員間で情報共有することによって、細やかな対応を心がけています。

【評価項目】 2-(2) 子どもが自ら遊びを作り出したり遊びを選択できるようにしている。

標準項目	評価	
1	子どもが自ら遊びを作り出せるよう、環境を整えている。	○
2	子どもが自由に遊びを選択できるようになっている。	○
3	空間や図書、玩具、遊具等が、子どもの発想で自由に安全に遊べるように工夫されている。	○
4	子どもが自発的・創造的に活動できるよう、対応や働きかけについて職員間で確認しあっている。	○

【評価項目】 2-(2)について

講評	
子どもたちが自ら遊びを作り出せる環境づくりへの配慮を行っています	
①	子どもたちが自ら遊びを創造できるよう、さまざまな玩具を用意し、遊びたいことを尊重しながら工夫を凝らしています。遊びに使う玩具やスペースについては、表示や写真を使って片付けやすくし、安全に遊べるよう配慮しています。
②	遊ぶスペースは遊具や遊びの種類に応じてタイルカーペットを利用して色分けして区分をしています。また、各遊具で遊ぶところ、遊具を片付けるところも色分け区分と一緒に図示しています。職員が見守る中で子どもたちは自由に遊べる環境が整えられています。限られたスペースを有効活用できるよう工夫をこらすとともに、子どもの気持ちを大切にしながら、安全に遊べる環境の提供に努めています。
③	子どもの意見や要望を尊重し、活動や遊びに取り入れるよう努めています。職員間で意見の食い違いがないよう確認し合いながら、子どもたちが自発的・創造的に活動できるよう遊びをサポートしています。

【評価項目】 2-(3) 子ども同士が同年齢や異年齢の集団を形成して、様々な活動に自発的に取組めるように援助している。

標準項目	評価
1 乳幼児から小学生、中・高校生世代までの幅広い年齢の子どもが日常的に気軽に来館している。	○
2 幅広い年齢の子どもが一緒に過ごす場があり、日常的に交流したり一緒に遊んだりする様子が見られる。	○
3 職員は、子どもが様々な活動に自発的に取組めるように意識して関わっている。	○
4 職員は、一人ひとりの子どもの仲間集団との関わりについて具体的に把握しており、それぞれの集団の成長と 其中での個人の成長の過程を意識して関わっている。	○
5 子どもに対する個別・集団の援助について記録し、職員間で事例検討をしている。	○

【評価項目】 2-(3)について

<p>幅広い年齢の子どもたちが自然に交流できるよう、活動の工夫がされています</p> <p>① じどうかんだよりやホームページを通じて積極的に広報し、来館者が安心して利用できるような温かい雰囲気作りを心がけています。夏休みには、乳幼児クラブの活動を高学年クラブの子どもたちが見守りのお手伝いをするなど、異年齢間での交流も重視しています。</p> <p>② 職員は、日常の遊びや活動の様子から子どもたちの集団内での関わりを把握し、情報共有を行いながら適切な援助を行っています。気になる子どもの様子やトラブルについては、日誌だけでなく必要に応じて個別の記録を作成するとともに、その内容を職員全体で共有することで、より良い支援体制の構築に努めています。</p> <p>③ 夏休みなどの長期休暇の際には、中・高校生世代が小学生と一緒に遊んだりボランティア活動を行ったりする姿が増えるなど、異年齢交流の機会となっています。また乳幼児親子と中・高校生世代の交流事業の「遊びの広場」は保護者からも喜ばれています。中・高校生世代の子どもたちには、思いやりや自己肯定感を育む貴重な機会となっています。</p>

3、子どもの居場所の提供

【評価項目】 3-（1） 子どもが安全に安心して過ごせる居場所になるような環境づくりや援助を行っている。

標準項目		評価
1	乳幼児から中・高校生世代までのすべての子どもが、日常的に気軽に来館できる。	○
2	来館する子どもの住所、氏名、年齢、緊急時の連絡先等を、登録するなどの方法で把握に努めている。	○
3	乳幼児や障害のある子どもも安心して利用できる環境が整えられている。	○
4	利用者がくつろいだり、待ち合わせしたり、自由に交流したりできる空間があり、使いやすい雰囲気である。	○

【評価項目】 3-（1）について

講評
<p>子どもたちが気軽に来館し、安心して過ごせる居場所となるための環境整備に努めています</p> <p>① じどうかんだよりやホームページで0歳から18歳までの子どもが自由に来館できることを広報し、誰でも気軽に利用できる雰囲気を大切にしています。児童クラブの子どもたちにはタブレットの活用、初めて来館する子どもには利用者票を記入してもらうことにより、来館者の適切な把握に努めています。また、門には月の行事案内の看板を設置し、初めて来た人や児童館を知らない人が中で何をしているのかがわかり、入りやすくなるような工夫もしています。</p> <p>② 乳幼児が安心して遊べるように、大型遊具やおもちゃを用意いつでも使えるようにしています。おむつ替えの場所やマットを敷いたスペースを作ることで、ゆったり過ごせる環境を整えています。また、図書コーナーには机や椅子を置き、子どもたちがリラックスできる場所を提供しています。</p> <p>③ 初めての来館者には職員が積極的に声をかけ、遊び方の説明をしたり、ほかの子どもに繋いだりするなど、子どもが安心して過ごせる居場所となるよう配慮しています。しかし、施設の構造上、障害のある子どもが移動やトイレの利用がしづらい点や、2階のトイレが男女別になっていないこと等については、今後改善に取り組む課題であると考えています。</p>

【評価項目】 3-（2） 中・高生世代の利用に対する援助がある。

標準項目		評価
1	中・高校生世代も利用できるようになっている。	○
2	中・高校生世代の文化活動やスポーツ活動等に必要なスペースや備品がある。	○
3	中・高校生世代が自ら企画する活動がある。	○
4	思春期の発達特性について、職員が理解するための取組が行われている。	○

【評価項目】 3-（2）について

講評
<p>児童館の地域性を活かした、中・高校生世代に対しての支援体制の構築に努めています</p> <p>① 17時以降から18時30分までを中・高校生世代がゆっくり過ごせる時間として設定し、じどうかんだよりやホームページで広報しています。また、中・高校生世代が楽しめるようなカードゲームや漫画などを用意し、気軽に来館できる環境を整えています。さらに、毎年中学生のチャレンジ体験の受け入れを行い、児童館を知ってもらう機会としています。</p>

- ② おばけやしきの企画運営では、中・高校生世代が実行委員として中心的な役割を担い、企画から準備、運営まで積極的に参加しました。このような活動を通じて、中・高校生世代の成長を促し、彼、彼女らの主体的な関わりを尊重しています。職員も研修や会議を通じて思春期に対する理解を深め、支援体制の強化に努めています。
- ③ 今後の課題としては、中高生の意見を積極的に取り入れ、彼らが「やりたい」と思う活動を実現することが重要だと理解しています。特に、平日の利用が少ない現状を踏まえ、学校帰りに気軽に立ち寄れるような取り組みを進めることで、より多くの中・高校生世代にとって魅力的な居場所を提供できるよう努めていきたいと考えています。

4、子どもの意見の尊重

【評価項目】 4-（1）子どもの年齢及び発達の程度に応じて子どもの意見を尊重している。

標準項目		評価
1	子どもの年齢や発達の程度に応じて子どもの意見を尊重している。	○
2	意見だけでなく子どもの気持ちも汲み取っている。	○
3	日常的に子どもの声を拾い、職員間で話し合っ、児童館の活動や運営に柔軟に取り入れている。	○
4	遊びや行事・イベント等のアイデアが、子どもたちの間から活発に出されている。	○

【評価項目】 4-（1）について

講評
<p>子どもの主体性と意見を尊重する取り組みが行われています</p> <p>① 児童館では、子どもの年齢に応じた方法で、個々の意見に耳を傾け、適切な言葉がけや対応を行うなど、日常の何気ない会話からも子どもの気持ちを汲み取ることを大切にしています。また、子どもとの対話を通じて得た情報は、日々のミーティングにおいて職員間で共有し、活動に活かしています。</p> <p>② 児童館まつりやおばけやしきの企画では、実行委員を立ち上げ、子どもたちの意見を実現するために、職員が助言などの支援を行いながら、子どもが主体的に活動しています。さらに、高学年クラブや放課後児童クラブでは、子どもたちが自分たちのやりたいことを話し合いながら活動を進め、作品を館内に展示するなど、自主性を尊重しています。</p> <p>③ 今後は、普段あまり積極的に話さない子どもにも丁寧にに関わり、その声をしっかり聞き取って気持ちを汲み取り、すべての子どもの意見が尊重されるように努めていきたいと考えています。</p>

【評価項目】 4-（2）子どもの意見が運営や活動に反映されている。

標準項目		評価
1	意見箱や掲示板、アンケートなど、子どもの意見を汲み取る仕組みがあり、活用されている。	○
2	子ども会議、子ども企画、子ども実行委員会など、子どもが児童館の運営や活動に対して意見やアイデアを述べる機会があり、機能している。	○
3	職員会議や研修の場等で、子どもの意見を反映させる仕組みがある。	○
4	運営や活動に子どもの意見を反映した、具体的な事例がある。	○

【評価項目】 4-（2）について

講評

子どもの声を活かした児童館の運営に努めています

- ① 玄関に意見箱を設置するとともに、年度末には利用者アンケートを行い、保護者や子どもの意見の把握に努めています。集めた意見は職員会議で共有し、活動に反映させることを心がけています。また、日々の遊びの中で子どもとの対話を大切に、子ども達自身の声に耳を傾けることも大切にしています。
- ② 子どもの意見を取り入れた具体的な成果として、子どもたちの要望で土曜日におやつを持参して食べられるようになったほか、チャレンジランで使用する万歩計の精度に関する意見を受け、より正確な機器に変更しました。このように職員は、日常的に子どもの声を取り入れ、運営や遊びに活かす姿勢を大切にしています。
- ③ 今後の課題として、子ども会議や委員会を設け、子どもたちが児童館の運営や活動に直接意見を述べる場を提供することが必要であると感じています。このような機会を増やし、さらに子どもの意見を反映した児童館運営を目指していく考えです。

5、配慮を必要とする子どもへの対応

【評価項目】 5-（1） 配慮を必要とする子どもへの対応を行っている。

標準項目		評価
1	障害の有無に関わらず子ども同士がお互いに協力できるような活動内容や環境に配慮している。	○
2	児童館を利用する子どもの中で、いじめ等の関係が生じないように配慮している。万が一発生した場合には早期対応に努め、適切に対応している。	○
3	保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市区町村や関係機関と連携し対応している。	○
4	児童虐待が疑われる場合には、市町村又は児童相談所に速やかに通告し、適切に対応している。	○
5	福祉的な課題があると判断した場合に、地域や学校等の社会資源と連携し支援している。	○
6	障害のある子どもの利用に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮に努めている。	○

【評価項目】 5-（1）について

講評
<p>保護者、地域の社会資源と連携して子ども一人ひとりの特性を理解した支援を大切にしています</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 保護者からの提出書類や日ごろの子どもたちの様子から、一人ひとりの特性を理解して、グループ分けを行ったり、活動の際に子ども同士が協力しあえる環境を整えたりしています。また、障がいや理由に差別が起こらないよう、職員間で支援方法について話し合い、共通認識を持って子どもたちの見守りを行っています。 ② 子ども同士の関係性や日常の様子を細かく見守り、早期発見に努めるため、職員間での情報交換や、学校など外部機関との連携を大切にしています。ケガや衣服の汚れなど、子どもの変化にすぐに気づけるように努め、必要に応じて児童相談所や各関係機関と情報を共有しながら支援を行います。 ③ 保護者との信頼関係を深め、家庭の状況を把握することで、子どもをより良い環境で見守ることができるよう努めています。必要に応じて各機関と連携し、支援が必要な場合は迅速に情報を共有し、対応する体制を整えています。

【評価項目】 5-(2) 子どもの活動の様子から必要があると判断した場合には、家庭と連絡を取って支援を行っている。

標準項目		評価
1	子どもへの支援のために、必要に応じて家庭や学校等と連絡を取って支援をしている。	○
2	子どもの発達や家庭環境等の面で特に配慮が必要な子どもには、発達支援に関わる関係機関等と協力して援助を行っている。	○
3	必ず記録をとり職員間で共有を図るとともに、継続的な支援につなげている。	○

【評価項目】 5-(2) について

講評
<p>保護者とのコミュニケーションと関係機関との連携を重視した支援体制の構築に努めています</p> <p>① 日ごろから保護者とのコミュニケーションを大切に、お迎え時や電話、必要に応じて家庭訪問を行うなど、こまめな話し合いに努めています。学校や保育園とも必要に応じて訪問や電話、会議などで連携を取り、子どもの状況について情報を共有しています。</p> <p>② 配慮が必要な子どもについては、児童相談所や南区子どもはぐくみ室と連携し、適切な支援を提供できるよう努めています。特別な配慮が必要な場合は、日誌や個別援助記録に対応内容を記載し、職員間で情報を共有して役立てることにより、職員全体で一貫した支援体制を構築しています。</p> <p>③ 今後の課題として、個別援助記録は問題が発生した際だけでなく、子どもの成長を感じられる内容も記録に残し、振り返りができるようにしていきたいと考えています。これにより、子どものポジティブな変化も支援の一環として見守り、さらなる成長をサポートしていく方針です。</p>

6、子育て支援の実施

【評価項目】 6-（1） 保護者の子育て支援を行っている。

標準項目		評価
1	子どもとその保護者が、自由に交流できる場を提供し、交流の促進に配慮している。	○
2	子どもの発達上の課題について、気軽に相談できるような子育て支援活動を実施している。	○
3	保護者が広く地域の人々との関わりをもてるような支援を実施している。	○
4	児童虐待の予防に向けて、保護者の子育てへの不安や課題に対して継続的に支援し、必要に応じて相談機関等につないでいる。	○

【評価項目】 6-（1）について

講評
<p>地域と保護者・子どもたちの交流を重視した支援体制の強化に努めています</p> <p>① 児童館の児童館まつりや、自治連合会との共催のもちつき会などのイベントを通じて、保護者や地域の方々と幅広い世代の交流を図っています。特に保護者は、これらのイベントの手伝いをしてもらうことで、他の保護者や子どもたちとの繋がりを深める機会となっています。また、地域の団体や老人会とも連携し、「ふれあいひなまつり」などを通じて、地域全体での交流を促しています。</p> <p>② 保護者との日常的なコミュニケーションを大切にし、おたよりや保護者懇談会、茶話会を活用して、気軽に相談しやすい関係性を築いています。放課後児童クラブでは年3回保護者会を開催し、保護者同士の交流を支援しています。また、保護者が児童館や地域のイベントに参加・協力することで、地域住民や保護者同士のつながりができるよう情報提供や声掛けなどを通じて参加を促しています。</p> <p>③ 保護者会への参加人数が少ないことが課題であり、参加を促す方法について検討が必要であると感じています。保護者が気軽に相談や交流ができる環境づくりを続けるとともに、家庭や子どもの様子をしっかりと把握し、必要に応じて関係機関と情報を共有しながら、支援体制を強化していくことを考えています。</p>

【評価項目】 6-（2） 保護者と協力して乳幼児支援を行っている。

標準項目		評価
1	乳幼児支援を保護者と協力して実施している。	○
2	参加者が主体的に運営できるように支援している。	○
3	乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験を実施している。	○

【評価項目】 6-（2）について

評価
<p>中・高校生世代との交流と地域との連携を大切に乳幼児支援に取り組んでいます</p> <p>① 乳幼児やその保護者を対象とした様々な活動を展開しており、登録制の乳幼児クラブ「ころころ」や、自由参加の遊びの広場「ぱるっこ」、地区社会福祉協議会の子育てサロン「ほっこりん」への協力など、定期的に多様な機会が提供されています。また、「公園遊び隊」やショッピングモールとの協働事業など、地域の取り組みとも連携し、幅広く参加を促すことにより、地域全体に交流の場を広げられるよう活動しています。</p> <p>② 乳幼児クラブでは、保護者の意見を取り入れて実施する「リクエストあそび」の日を設定しています。また、中高生と赤ちゃんのふれあい事業では、乳幼児と中高生と一緒に遊ぶ機会を提供することで、双方にとっ</p>

て貴重な経験の場となっています。中学校にポスターを貼っていただいて、中学生の参加を募るなど、力を入れています。このような取り組みにより、乳幼児保護者の主体的な参加を促しています。

- ③ 様々な乳幼児支援の活動は展開できていますが、保護者が主体的に活動する事業を支援することが課題であると感じています。また、乳幼児と中高生とのふれあい事業が好評であるため、今後はこれらの事業をさらに拡充し、子どもや保護者がともに成長する場として発展させていくことが期待されます。

7、地域の健全育成の環境づくり

【評価項目】 7-(1) 地域の健全育成環境づくりに取り組んでいる。

標準項目	評価
1 児童館を利用する子どもが地域住民と直接交流できる機会を設けている。	○
2 児童館を出て、地域の児童遊園や公園、子どもが利用できる他の施設等で事業を実施することがある。	○
3 地域のイベントに児童館の子どもを連れて参加することがある。	○
4 地域の子どもの育成活動に協力している。	○
5 地域住民や NPO、関係機関等と連携して活動している。	○

【評価項目】 7-(1) について

講評
<p>地域との連携を重視し、子どもたちが地域の中で多様な経験ができるよう努めています</p> <p>① 地域との連携を大切に、様々な行事を通じて住民との交流を深めています。児童館まつりやふれあいひなまつり、もちつき会などでは、保護者や地域の団体が協力し、コーナー遊びや模擬店、ゲームなどを担当していただくことにより、児童館を核とした地域ぐるみのつながりを強めています。</p> <p>② 「公園であそび隊」や遠足、エコクラブのゴミ拾い、自然観察などの館外活動を通じて、子どもたちが地域の自然や環境について学ぶ機会を提供しています。また、「防災センターへ行こう」や「安心安全パレード」など、地域と協力した活動も多く、子どもたちが地域との関わりを深めながら様々な経験を重ねる機会ともなっています。</p> <p>③ コロナ禍で一時中止していた、ふれあいひなまつりや、児童館まつり、夏の合宿なども、再開に向けて検討を進めています。これにより、再び地域との連携を強化し、子どもたちが地域行事を通じて多様な経験を積み、地域への愛着を育む機会となることを目指しています。</p>

8、ボランティア等の育成と活動支援

【評価項目】 8-(1) 子どもを含めたボランティア等の育成と活動支援を適切に行っている。

標準項目		評価
1	子どもの遊びの延長に、お手伝いやボランティア活動を取り入れ、児童館ボランティアとして育成している。	○
2	子どもボランティアの活動支援を健全育成活動の一環と捉えて実施している。	○
3	乳幼児の保護者の主体的な活動を支援しつつ、ボランティアとして育成している。	○
4	地域住民を受け入れ、ボランティアとして育成している。	○

【評価項目】 8-(1)について

講評
<p>子どもたちが主体的にボランティア活動に取り組むことができるよう努めています</p> <p>① 高学年クラブのメンバーや中高生が積極的にボランティア活動をしています。高学年クラブは、乳幼児クラブの水遊びの見守りや児童館まつりの企画運営などを行っています。放課後児童クラブでもおやつ準備や片付けの手伝い、高学年はおやつのお買い出し役として手伝うこともあります。昨年度のおばけやしきでは、実行委員会を立ち上げ、中高生と高学年が協力して企画から運営までを担うことで、子どもたちが達成感と満足感を得る活動とすることができました。</p> <p>② ボランティア活動に参加する子どもたちが、喜びや達成感を感じられるように、職員は助言や工夫をしながらサポートしています。こうした経験を積んだ高学年の子どもたちは、中・高校生になってからも児童館にボランティアとして訪れ、小学生と一緒に遊んだり宿題を教えたりするなど、双方にとって良い成長の機会となっています。</p> <p>③ 以前存在した「からっとさん」という料理サークルが現在活動していないため、乳幼児の保護者が自主的に活動できるような取り組みを検討することが今後の課題であると感じています。児童館の施設を活かし、地域の保護者が主体的に活動・交流しやすい環境を整えることが期待されます。</p>

9、子どもの安全対策・衛生管理

【評価項目】 9-(1) 子どもの安全対策・衛生管理を行っている。

標準項目		評価
1	子どもに施設・遊具の適切な利用方法を伝え、安全に遊べるようにしている。	○
2	子どものケガや病気の応急処置の方法について、研修や訓練に参加している。	○
3	事故やケガの発生時には直ちに保護者への報告を行うとともに、事故報告書を作成し、市町村に報告している。	○
4	飲食を伴う活動を実施するときは、提供する内容について事前に保護者に具体的に周知し、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努めている。	○
5	来館時の手洗いの励行、採光・換気等保健衛生に十分に配慮し、子どもの健康に配慮している。	○

【評価項目】 9-(1)について

講評
<p>子どもたちが安心して活動するための安全対策・衛生管理が徹底されています</p> <p>① 児童館では、館内の玩具や遊ぶスペースの表示を行い、初めて来館した子どもにも玩具の使い方や遊び方を説明するなど、安全に遊べるよう職員が見守りながら支援しています。職員は救急法や安全管理の研修に参加し、子どものケガや病気に対する応急処置の方法を習得しています。</p> <p>② 事故やケガが発生した際には、保護者へ速やかに連絡を取るとともに、事故報告書を市に提出することとなっています。飲食を伴う活動では、アレルギー情報を事前に把握し、職員間で共有しています。児童クラブのおやつについては、事前にメニューを知らせることで保護者にも安心を提供しています。</p> <p>③ 衛生管理については、衛生管理点検票に基づき月に一度点検を行い、換気や消毒、手洗いなど感染予防に注意を払っています。安全管理確認表に基づく毎月の点検や緊急時の連絡体制も整っている一方で、発熱や感染症が疑われた子どもを隔離して休ませる場所がないことが課題であると考えています。</p>

10、学校・地域との連携

【評価項目】 10-(1) 学校・地域との連携を行っている。

標準項目		評価
1	児童館の活動と学校の行事等について情報交換を行っている。	○
2	児童館や学校での子どもの様子等について情報交換を行っている。	○
3	災害や事故・事件等が発生した場合には学校と速やかに連絡を取り合える体制を整えている。	○
4	児童館の運営や活動の状況等について地域住民等に積極的に情報提供を行い、信頼関係を築くよう努めている。	○
5	地域住民等が児童館を活用できるように働きかけるなど、地域の人材・組織等との連携・協力関係を築くよう努めている。	○

【評価項目】 10-(1) について

講評
<p>学校や地域との連携に積極的に取り組んでいます</p> <p>① 小学校とこまめな情報交換を行い、小学校の年間行事計画を考慮した年度計画を立案しています。また、夏休み前の児童館連絡会や小学校の参観日などを通じて、担任との情報共有も行われており、緊急時には電話や訪問で迅速に連絡を取り合う体制が整っています。</p> <p>② 地域とのつながりも重視しており、じどうかんだよりやポスターを地域の回覧板や掲示板で共有し、毎月のだよりや活動報告をホームページに掲載しています。さらに、社協や地域団体とも連携して「すこやか学級」「介護予防体操」などの高齢者向け事業を支援しじどうかんだよりも掲載して広報の支援をしています。乳幼児親子向けの「ほっこりん」では、地区社会福祉協議会、民生委員の見守りのもと安心して遊べる環境を提供しています。</p> <p>③ あんしん・あんぜん上鳥羽推進委員会や小学校運営協力会など、地域や子育て機関との定期的な会議を通じて協力体制が築かれています。各種団体とのネットワークを活かしながら、今後もさらに地域と協力し、安心安全な環境づくりを進めていく方針です。</p>

【評価項目】 10-(2) 運営協議会等が設置され機能している。

標準項目		評価
1	児童委員、社会福祉協議会、母親クラブ等の地域組織の代表者の他、学識経験者、学校教職員、子ども、保護者等を構成員とする運営協議会等が設置されている。	○
2	子どもを運営協議会等の構成員にする場合には、会議時間の設定や意見発表の機会等があることを事前に知らせるなどに配慮し、子どもが参加しやすく発言しやすい環境づくりに努めている。	○
3	運営協議会等は、年間を通して定期的開催し、臨時的に対応すべき事項が生じた場合は、適宜開催している。	○

【評価項目】 10-(2) について

講評

運営協議会等を定期的に開催し、子どもたちの課題を地域全体で共有しています

- ① あんしん・あんぜん上鳥羽推進委員会や上鳥羽小学校運営委員会などの会議を通じて、児童館の運営状況や情報を共有しています。これにより、地域の関係団体や子育て支援施設からの理解と協力を得る体制が整っています。
- ② あんしん・あんぜん上鳥羽推進委員会は毎月定例会を開催しており、地域全体で安全と安心を推進する取り組みが行われています。児童館もこの会議に積極的に参加し、地域の安全に貢献するとともに、運営に関する情報共有を進めています。
- ③ 子どもが運営協議会に参画する仕組みは整っていませんが、必要な場合には、児童館や小学校が子どもの声を代弁する形で意見を伝えています。今後も、地域の会議などを活用して児童館の活動を積極的に発信し、地域との協力体制をさらに強化していきたいと考えています。

※以下の項目は選択項目です。児童館内で放課後児童クラブを行っている場合のみご記入ください。

11、放課後児童クラブの実施（選択項目）

【評価項目】 11-(1) 放課後児童クラブを児童館の持つ機能を生かして運営している。

標準項目		
1	放課後児童クラブが市区町村の基準条例（最低基準）に基づいて行われている。	○
2	放課後児童クラブに在籍する子どもと児童館に来館する子どもとが交流できるよう活動を工夫している。	○
3	放課後児童クラブに在籍する子どもと地域の子どもや住民とが直接交流できる機会を設けている。	○

【評価項目】 11-(1) について

講評

児童館の機能を活かした環境と多彩なイベントの提供に取り組んでいます

- ① 児童館では、50名の登録者に対して認定資格を持つ職員5名が勤務しており、適正な職員配置が行われています。また館内の面積も基準に準じているため、子どもたちが安全かつ快適に過ごせる環境が整えられています。1階は遊ぶ部屋、2階は学童部屋として部屋を分けることにより、子どもたちが落ち着いて過ごせるよう工夫しています。
- ② 入学進級お祝い会や新年お楽しみ会などでは、自由来館と放課後児童クラブの子どもたちが一緒にゲームを楽しむなど交流の場となっています。また、「ハッピークリスマス会」「おもちつき会」「夏の夜市」などのイベントでは地域の子どもや住民も参加し、児童クラブの子どもたちとの直接交流が図られています。
- ③ 今後はコロナ禍で一時控えていた班活動を活性化し、子どもたちが主体的に関わる機会を増やしていきたいと考えています。お誕生日会では担当班が内容を考えるなど、班活動を通じて子どもたちが積極的に参加し、より豊かな経験を積むことができる場を提供することを目指しています。

総 評

■特に良い点

ポイント 1	地域と密接に連携し、多世代交流の促進が積極的に行われています
	<p>地域社会との連携を大切にしており、あんしん・あんぜん上鳥羽推進委員会や上鳥羽小学校運営委員会などの会議を通じて、児童館の運営状況や情報を地域と共有しています。これにより、地域全体で子どもたちの成長を見守る環境を促進し、災害や事故発生時にも迅速に対応できる信頼関係が築かれています。</p> <p>また、児童館まつりなどの各イベントでは保護者や地域の方々との交流が活発に行われるとともに、乳幼児親子と中・高校生世代の交流事業では、活動を通じて子どもと保護者が互いに学び合う機会ともなっています。こうした活動を通して、コミュニティ全体が一体となって子どもたちを支援する文化が生まれ、子どもたちの健全な成長と発展が促進されています。</p>
ポイント 2	子どもたちの主体性を尊重した様々な活動が展開されています
	<p>子どもたちの意見や希望を尊重し、子どもたちが主体的に活動できる環境を整えています。特に放課後児童クラブや高学年クラブでは、子どもたち自身が活動内容を話し合う機会を提供しており、自分の意見が反映されることで達成感や自己肯定感を高める場となっています。「おばけやしき」の企画運営では、中・高校生世代と高学年の子どもたちが実行委員として企画から運営までを担って成功に導き、彼、彼女らのリーダーシップや協調性を育む重要な経験となりました。このような子どもたちの自主性を尊重する活動を心がけることで、子どもたちが積極的に活動に参加し、自らの成長を実感できる機会を提供することができています。</p>
ポイント 3	限りある空間で安心して楽しく遊べるよう、環境設定の工夫を努力しています
	<p>放課後児童クラブの登録児童数が 50 名と比較的少ない児童館ではありますが、一つの遊戯室で様々な遊びが混在するため、子どもたちが、やりたい遊びをそれぞれに落ち着いて取り組めるよう、カーペットによる色分けをした上で、それぞれの色の場所で遊べる遊びを指定することにより、緩やかに空間を区分しています。また、玩具は、ばんじゅうに整理し、取り出しや片付けがしやすいように収納しています。これをわかりやすいように図化して子どもたちに示しています。これにより、一つの遊戯室で譲り合いつつも、できる限り子どもたちがそれぞれのやりたいことを実現する仕組みです。今後は、こうした遊びの環境づくりも、子どもの意見を尊重しながら一緒に作り上げることが期待されています。</p>

■改善が望まれる点

<p>ポイント 1</p>	<p>保護者と中・高校生世代の主体的で継続的な活動の展開が望めます</p>
	<p>保護者と中・高校生世代が主体的に関与する活動が一定程度行われているものの、その継続性や主体性をさらに高める必要があると考えられます。保護者の関与については、現在のところイベントや行事への参加が中心となっており、保護者同士の連携や自主的な活動が十分に促進されていない状況があります。子育てプログラムの中に保護者主体の活動を組み込むなど、少しずつ保護者の主体性が育まれるような工夫が望めます。中高生世代については主体的な関与は見られるものの、その継続性が課題であると考えます。日常的な活動への参加を促すために、来館している子どもたちとの定期的な意見交換会や SNS なども活用したアンケートで要望を収集し、子どもたちの意見を反映させた中高生世代向けのプログラムやイベントを増やすことにより、継続的な参加を促すなどの工夫が期待されます。</p>
<p>ポイント 2</p>	<p>子どもたち自身が子どもの権利擁護を理解できるプログラムの充実が望めます</p>
	<p>児童館職員は子どもの権利擁護について日常的な意識は持っていますが、子どもたち自身がその権利を理解し、自らの声を発信できる機会が限られていると思われます。子どもの権利条約に基づいたワークショップやディスカッションの場を設けるなど、子どもたちが自分たち自身の権利について学び、理解を深める機会を提供することが望めます。自身の権利を守るために必要な行動方法や、自分の意見を効果的に伝えるスキルを子ども達自身が身につけることは、子どもたちが安心して自己表現し、心から居場所であると感じることのできる児童館づくりを目指すためには欠かすことのできない視点であると考えます。まずは子どもの権利に関するポスター掲示や書籍の整備など、できることから少しずつ取り組まれることを期待します。</p>